

PCB 廃棄物の保管者の責務

(1) PCB 廃棄物の保管者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、建設工事で排出する産業廃棄物、特別管理産業廃棄物は、元請業者の責任で収集運搬・処理を行うことになっていますが、**PCB が含まれる場合には、その責任は、事業主（発注者）**になります。（[PCB 特措法](#)、[事務連絡①](#)参照）

その為 PCB 汚染物の収集運搬を行う場合には、産業廃棄物収集運搬委託契約書を作成し、マニフェストが必要になります。（処分を行うときには、別途 産業廃棄物処分委託契約書が必要です。（PCB 廃棄物に限っては 元請業者の責任での収集運搬はできません）

- ① 産廃収集運搬委託契約書の事業主(甲)は、発注者であり収集運搬業者は、特別管理産業廃棄物（特定有害 PCB 汚染物）収集運搬業の許可（積み込み場所の県と降ろし場所の県）が必要になります。
産業廃棄物処理委託契約書の事業主(甲)も発注者です。
- ② マニフェストの排出事業者は、発注者になります。
- ③ 通常の産業廃棄物のように元請業者の責任で運搬することはできません。
- ④ PCB 廃棄物の収集運搬を行う作業員は、「PCB 廃棄物収集運搬作業従事者の講習修了者」の資格が必要です。
- ⑤ 工事現場から場外に搬出する場合（道路交通法が適用される道路）には、廃棄物処理法が適用されます。（PCB 廃棄物の場内移動は、現場の占用の中だけです）

(2) 産業廃棄物収集・運搬の基準

PCB が含まれる塗料カスの場合「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（令和元 12 月改定）に従って収集・運搬することになります。

これらのガイドラインや基準は、環境省が発行しますが、産業廃棄物に対する管理やその判断は、政令指定都市、都道府県になります。

(3) 積替え・保管施設

PCB 廃棄物の積替え・保管施設は、基準に従って設置し県知事の届け出が必要です。またその管理の為に特別管理産業廃棄物管理責任者を定めること。

PCB 廃棄物の積込み、積下し時には特別管理産業廃棄物管理責任者又は代行者が立会いを行わなければなりません。

運搬容器の検査試験成績書、容器の運用記録、点検実施記録等 5 年間保管し保管や処理状況を毎年所轄の自治体(県事務所等)に届出を行なう

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（違反と罰金）

- ・ 不法投棄
 - 法人には 1 億円以下の罰金
- ・ 収集運搬や処分の無許可営業、措置命令違反、投棄等
 - 5 年以下の懲役もしくは、1,000 万円以下の罰金又は併科
- ・ 基準不適合な収集運搬・処分業者への委託等
 - 3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金又は併科
- ・ ポリ塩化ビフェニル等の特別管理産業廃棄物の管理責任者をおこななかった場合等
 - 30 万円以下の罰金
- ・ マニフェスト虚偽記載等
 - 50 万円以下の罰金